全商連だより

VOL 28

発行：全国商工事業協同組合連合会
住所：兵庫県姫路市神子岡前 1-8-20
tel.079-299-2355　fax.079-295-6168
全国商工事業協同組合連合会　検索
http://www.rengoukai.jp

謹んで新年のお慶びを申し上げます。本年も変わらぬお引き立ての程宜しくお願い申し上げます。

明けましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

平素より、厳しい環境の中、組合員の皆様には大変お世話になりました。

グループを代表して心よりお礼申し上げます。

昨年は、アベノミクスの第２ステージに入り経済成長の推進力として新たな「3本の矢」が発表され、高水準の企業収益や雇用・所得環境の改善の下、年末にかけて緩やかな景気の持ち直しが続き回復基調にありました。しかし消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いており、まだまだ厳しい経済情勢が続くと思われます。

その中でも、当グループでは、平成28年4月から適用されている首都圏の高速道路料金の大幅な変更や、ETCコーポレートカード大口・多頻度割引の最大割引率40％が50％に拡充する措置（激変緩和措置）において、従来のETC車載器搭載車両への経過措置が12月末で終了することに伴い、ETCコーポレートカードご利用の組合員様を中心にETC2.0車載器の購入を推進するなど、大きな変化にもいち早く対応して参りました。その他にも、一昨年に引き続き石油事業を中心に取り組み、「U1宇佐美カード」、「出光Biz カードトラスト」、「ENEOS　FC カード」を取り扱う事により、組合員の皆様に大変喜んで頂きました。

本年も中小企業にとって、大変厳しい経済情勢が続くと予想されます。平成28年11月18日に外国人労働者の受け入れを拡大するための法律が成立、1年以内に施行される事で、介護分野への技能実習生の受け入れが可能となり、少子高齢化に伴う介護人材の不足解消につながると期待されています。

このような明るい兆しを感じながら、新しい可能性をひとつひとつ正面に見据えてとるべき道を判断し、変化への対応に果敢にチャレンジしながら決断、実行していくことが大切になってきます。

平成29年の激動を乗り切る為にも、当グループは相互扶助の精神を誇りとし、協同の力で参加いただく組合員様のビジネスをあらゆる面からサポートできるよう職員一同、一丸となって全力で取り組んでまいります。本年も変わらぬお引き立ての程、宜しくお願い申し上げます。

全国商工事業協同組合連合会
代表理事　髙井　利夫

車両単位割引最大40%はETC2.0車載器搭載車両のみに 従来のETC利用者に対する経過措置は昨年12月で終了

1月1日より、大口・多頻度割引における車両単位割引は、搭載している車載器によって割引率が違っています。ETC2.0搭載車両は最大40%、従来のETC搭載車両は最大30%となっています。【表1】

本来、大口・多頻度割引における車両単位割引の10%拡充措置（最大40%）は、ETC2.0車載器搭載車両に限り適用されています。しかし、従来のETC車載器利用者に対しても、経過措置としてETC2.0車載器搭載車両と同じ最大40%の割引が適用されていました。この経過措置が昨年12月末をもって終了したため、1月1日より従来のETC車載器利用者に対する車両単位割引は、最大30%に下がっています。

今、最大40%の車両単位割引を受けるためには、ETC2.0車載器を搭載する必要があります。10%拡充措置は3月末までとなっていましたが、平成30年3月末まで1年延長する予定になっています。（平成28年度第2次補正予算）

【表1】車両単位割引率（高速道路・一般有料道路とも）

車両１台ごとの高速料金利用額／月	従来のETC	ETC2.0 ※注
５千円を超え、１万円までの部分	10%	20%
１万円を超え、３万円までの部分	20%	30%
３万円を超える部分	30%	40%

※注 ETC2.0車載器搭載車両を対象にした割引率の拡充については、平成30年3月末まで1年延長する予定。

車両単位割引だけではない ETC2.0のメリット

ETC2.0車載器を導入するメリットは、車両単位割引だけではありません。従来のETCと比較したETC2.0のメリットを紹介します。【表2】にまとめた7つのメリットのうち、①から③はすでに導入されています。ここでは、特に気になる3つ③⑤⑥を取り上げます。

まず一つ目は③。首都圏の圏央道の料金が約2割引になる点。以前は、都心経由よりも圏央道経由の方が料金が高かったですが、昨年4月より圏央道経由も都心経由も同一料金、さらにETC2.0では、圏央道料金が約2割引になります。国交省が発表した導入後1ヶ月の効果の報告によると、圏央道の交通量が約3割増加しています。

二つ目は、⑤。大都市圏において、同じ目的地に向かうため、渋滞を避けるルートを通った際に高速道路料金が割引になるサービスです。以前は、同じ目的地でもそれぞれのルートで料金が違っていましたが、現在昨年4月より首都圏では料金体系の見直しにより、同一発着地の場合は同じ料金になりました。将来はさらに、空いているルートを選ぶと料金割引が受けられるようになります。

最後は、⑥。車両運行管理支援サービスです。高速道路上に設置されているITSスポットから物流業者等に自社トラックの位置情報を提供し、車両運行管理、荷物配送管理の効率化を行うものです。走行履歴情報、急ブレーキなどの挙動履歴の情報を運送会社等に提供して、車両の正確な到着時間を予測したり、運転が危険な箇所を特定して安全運転を促したりすることに役立ちます。

このように、ETC2.0は将来的なサービスを含め従来のETCでは受けられないメリットがたくさんあります。導入の検討の際には、車両単位割引のメリットの他にも、これらのポイントも考慮してはいかがでしょうか。

【表2】ETC2.0のメリット（従来ETCとの比較）

ETC2.0 サービス内容	導入済	車載器
①情報提供サービス（渋滞情報、安全運転情報、災害時支援情報）		
②特車ゴールド（特殊車両・大型車両の通行許可申請手続きの簡素化）		業務用
③圏央道（首都圏）利用料金が約2割引		
④高速道路を一時退出・再進入した際の料金を連続して走行した際の料金と同一化	未導入	
⑤渋滞を避けるルートを通った際に高速道路料金が割引になるサービス	未導入	
⑥車両運行管理支援サービス	未導入	業務用
⑦関連技術を活用した民間サービス（ドライブスルー、ガソリンスタンド、駐車場等料金の自動決済など）	未導入	

省庁関連情報

●平成28年度の「自動車事故救急法普及事業」、「安全運転推進事業」の追加募集を開始します

【募集期間 平成28年11月11日（金）～ 平成29年1月31日（火）】 <国土交通省>

仙台松島道路（三陸道:利府中IC～鳴瀬奥松島IC）において、中型車・大型車・特大車に限定したETC企画割引を実施しています。

11月17日（木）［国土交通省］貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

そのうち、初任運転者等に対する実技訓練の義務付け、ドライブレコーダーの装着、これによる映像の記録・保存等の義務付け等について、告示改正等が行われています。

11月18日（金）［JITCO］「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の可決・成立について

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、本日、参議院本会議にて可決・成立しました。

本法律は公布後1年以内に施行される予定となっています。JITCOは、本法律の具体的な施行日や省令公布等の状況について注視し、皆様に引き続き情報提供をしてまいります。

11月4日（金）［中小企業庁］平成28年度第2次補正予算「小規模事業者持続化補助金」の公募開始について

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助します。

詳細は、全国商工会連合会、または日本商工会議所のホームページに添付されている公募要領等をご覧ください。

4月1日より車両制限令違反者に対する割引停止措置等が強化されます

4月1日より、車両制限令違反者に対するETCコーポレートカード大口・多頻度割引停止措置等が変更されます。

重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的としています。措置の内容は、ほとんどが現状のものから厳しくなっています。【表1】に変更点をまとめています。

違反点数の累積期間が2年に延長 軸重超過にも違反点数が設定

そのなかでまず気になるのは、【表1】③の違反点数の累積期間が現在の3ヶ月から2年間と大幅に伸びる点。最初の期間は4月1日からスタートして、平成31年3月31日までの2年間。以降は1年度ずつずらして2年間が設定されます。

違反点数は、平成28年10月より高速道路6会社で共有されており、6会社が管理するすべての道路における違反点数が合算されます。

また、⑤の軸重超過の違反について、現状は軸重超過の違反点数はありませんが、4月以降は違反点数が設定されています。自動軸重計で計測された軸重超過の台数は、平成27年度で15万台超と多く、警告書等の措置を受けたものは6千台超と取締りの数が多い項目です。

これらの措置の変更に合わせて、高速道路6会社では違反車両に対する指導取締りを強化しています。ETCコーポレートカード利用者は、ルールを把握した上で、今まで以上に車両制限令違反をおこさないように注意が必要です。

【表1】車両制限令違反者に対する割引停止措置等の変更内容

①悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）の、即時告発の結果が不起訴の場合でも、一部割引停止（1ヶ月以上）

②違反種別に応じた違反点数区分が変更

違反種別	現状	4月1日～
指導警告	なし	3点
措置命令A	3点,5点,15点	5点
措置命令B又はC	5点,15点	15点
即時告発相当	15点,30点	30点

③違反点数の累積期間が3ヶ月⇒2年間に拡大

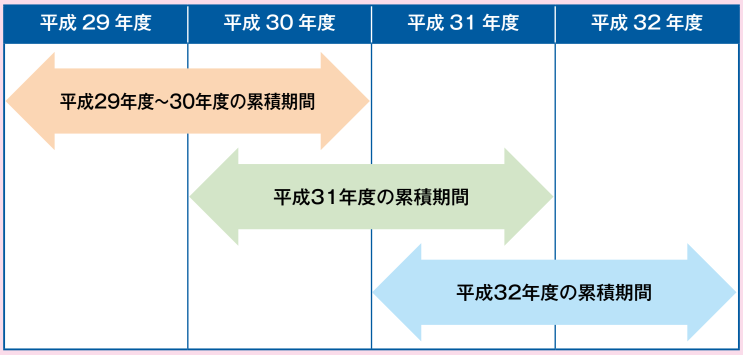

※年度は、4月1日～翌年3月31日まで

④違反点数の累積による措置内容が変更

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	一部割引停止（1ヶ月）
90点	一部割引停止（2ヶ月）
120点	一部利用停止（1ヶ月）
150点	一部利用停止（2ヶ月）

※累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1ヶ月ずつ延長されます

⑤軸重超過に対する違反点数設定

違反種別	現状	4月1日～
指導警告	なし	3点
措置命令B又はC	なし	15点

ご利用のないETCコーポレートカードの枚数が増えてきております。

●「ご利用のない」ETCコーポレートカードはご返却をお願い致します。

廃車やリースアップになってそのままにしているETCコーポレートカードはございませんか?
NEXCOの大口・多頻度割引の適用を受けるには一定の条件をクリアする必要があります。
条件をクリアする為の一つの取り組みとして、ご利用のないETCコーポレートカードはご返却くださいますようご協力をお願い致します。

カード返却方法については、ご加入頂いている各組合までお問い合わせ下さい。

コラム column しょうくんとれんちゃんの情報セキュリティ
～ 情報漏えいについて ～

れんちゃん：しょうくん、情報漏えいの一番の原因を知ってる？
しょうくん：いや知らないよ。
れんちゃん：ほとんどの情報漏えいは人為的ミスが多いんだよ。
しょうくん：そうなんだあ。どういった対策があるの？
れんちゃん：人為的な要因による情報流出の対策として、情報管理のルール作りが必要ね。教育や研修を通じて、セキュリティ意識を従業員や内部関係者への周知と遵守を推し進めていく対策。また、重要な情報は特定のパソコンでしかアクセスできないようにする、物理的な対策ね。後は、アクセスログや、パソコンでユーザのファイル操作を動画で記録するなどのシステム面での対策が大切だね。
しょうくん：そうした対策が、情報漏えい対策の第一歩になるんだね。れんちゃん何度も教えてくれてありがとう。　（終わり）

この機会にぜひ！ディゾルバの効果を実感してください！

ディゾルバウォーターは、厚生労働省が食品添加物と指定した「次亜塩素酸水」です。「次亜塩素酸水」は、除菌・消臭ができ、ご家庭以外にも医療機関や公共施設でも使用されています。

なぜ、医療機関や公共施設でも使用されるほど注目されているのでしょうか?除菌として代表されるアルコールを例にとって比較していきます。

アルコールの特徴は、細菌を除菌する効果で、幅広く認知されていますが、鼻につく強い刺激臭や速乾性によって乾燥肌になるなど、人によって苦手な方もいらっしゃいます。それと対照的に、ディゾルバウォーターは、人肌と同じ弱酸性で作られていますので、アルコールのように強い刺激臭がなく、乾燥肌にもならないので、赤ちゃんからご年配の方まで安心して使用できるのが大きな特徴です。また除菌範囲も広く、アルコールでは対応できない、ノロウイルスやインフルエンザに効果があることが、医療機関や公共施設でも使用される理由のひとつです。

使用方法は、原液を水道水で4倍に薄め、ご家庭にある噴霧器を使って、室内で噴霧すれば室内全体の除菌ができます。除菌以外にも消臭効果があるので、スプレーボトルに入れて気になる部分に吹きかければ、ペットの臭いや悪臭を消臭してくれます。アルコールでは室内全体の噴霧や消臭はできません。

秋から冬に流行するインフルエンザやノロウイルスの感染病予防対策として、ディゾルバウォーターの効果を実感してみてください。お求めは加盟組合までお問い合わせ下さい。

■食中毒菌から強い芽胞菌までほとんどの菌に有効です

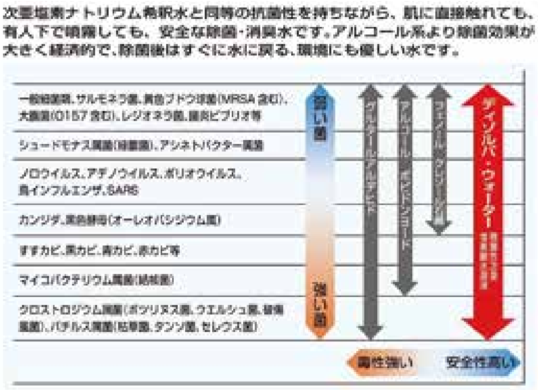

加盟組合【行事スケジュール】２月～４月まで

2月	3月	4月
20日(月) 姫路定例会	15日(水) 姫路総代会	12日(水) 広島定例会
24日(金) 大阪定例会	ティー･アイグループ事業(協)	13日(木) 福岡定例会
27日(月) 広島総代会	(協)オー･ビー･エヌ	21日(金) 大阪定例会
ビジネスネット(協)	(協)ケー･シー･エス	28日(金) 姫路定例会
28日(火) 福岡定例会	外国人実習生作文コンクール表彰	
	16日(木) 全商連会議	※定例会は日程が変更になる場合がございます。
	27日(月) 新潟定例会	
	28日(火) 関東定例会	
	29日(水) 名古屋定例会	

Information

全商連加盟組合一覧

協同組合エフ・ケイビジネス
http://www.fk-b.jp/ 048-241-4310

協同組合アイ・ティー物流
http://www.it-butsuryu.jp/ 048-241-4320

ニッポントータル事業協同組合 048-241-4330

協同組合エヌ・ティー・アイ
http://www.n-t-i.jp/ 0258-27-3310

ミドルウエア協同組合
http://www.mdll.jp/ 052-703-3420

協同組合アイ・ネットサービス
http://www.ainets.jp/ 052-709-5234

協同組合ケイ・ケイネットワーク
http://www.kknetwork.jp/ 079-295-1230

経営ビジネス協同組合
http://www.keiei-b.jp/ 079-295-1510

エヌ・ケー・サービス事業協同組合
http://www.nksbs.jp/ 079-295-1136

ティー・アイグループ事業協同組合
http://www.t-ig.jp/ 079-295-1256

協同組合オー・ビー・エヌ
http://www.o-b-n.jp/ 079-292-6577

協同組合エヌ・エス・ビー
http://www.enuesubii.jp/ 079-295-1544

協同組合エム・シー・ワーク
079-295-5404

アイ・ティーネット事業協同組合
http://www.aitnet.jp/ 079-433-8855

協同組合ケー・シー・エス
http://www.s-t-i.jp/ 079-433-8850

協同組合KNKサービス
http://www.knk-s.jp/ 079-433-8861

協同組合情報ライン
http://www.j-l.jp/ 079-433-8863

協同組合オー・エム・シー
http://www.k-omc.jp/ 06-6998-2171

オー・エム・ネット事業協同組合
http://www.om-n.jp/ 06-6998-0071

経済交流事業協同組合
http://www.kkjk.jp/ 06-6998-0351

オー・ティー・アイ事業協同組合
http://www.o-ti.jp/ 06-6994-5200

ビジネスハイウェイ事業協同組合
http://www.b-high.jp/ 06-6994-9800

協同組合ケイ・ビー・エム 06-6998-0071

ビジネスネット協同組合
http://www.businessnet-as.jp/ 082-292-0894

ネットサービス協同組合
http://www.net-sv.jp/ 082-292-0891

ファーストビジネス協同組合 082-299-6144

トータルビジネス協同組合
http://www.total-business.jp/ 092-589-5002

協同組合アイサポート
http://www.aisupport.jp/ 092-589-5004

西日本高速利用協同組合
http://www.west-highway.jp/ 092-589-5030

首都・阪神高速利用協同組合
http://www.etc-world.jp/ 092-724-5689